

圖に達するのである。然して前述の計畫案に依れば理想的に改良し得るも縣財政其他の事情を斟酌し全般的改善を策すべき改良計畫とするならば 第2案道路改築豫定延長國道 86km 工事費 550 餘萬圓重要府縣道 518km 工事費 1 500 餘萬圓 一般府縣道 1 163km 工事費 1 890 餘萬圓雜費 240 餘萬圓合計 4 180 餘萬圓となり橋梁は 287 橋を改築せんとするもので總延長 13 873m 工事費 770 餘萬圓雜費 50 餘萬圓合計 820 餘萬圓を要し既往支出額 2 000 餘萬圓を合せ總額 7 000 餘萬圓となるのである。以上の計畫案に付現下の狀態に順應し緊要なる事業を急施する事とし第2案の内10箇年を目的とする計畫案を樹立するならば、第3案道路改築豫定延長 54km 工事費 300 餘萬圓重要府縣道 285km 工事費 850 餘萬圓 一般府縣道 313km 工事費 410 餘萬圓 雜費 90 餘萬圓 合計 1 650 餘萬圓となり橋梁は大正橋始 92 橋を改築せんとするもので總延長 6,249m 工事費 330 餘萬圓雜費 20 餘萬圓合計 350 餘萬圓を要し既往支出額 2 000 餘萬圓を合算すれば總額 4 000 餘萬圓となるものである。然して別に道路舗装は緊要なるもの國道延長 66km 工事費 100 餘萬圓府縣道延長 319km 工事費 300 餘萬圓雜費 30 餘萬圓合計 430 餘萬圓を要し既往支出額 100 餘萬圓を合せ總額 530 餘萬圓となるのである。以上は本縣道路改良計畫の概要であるが今後實施せんとする道路改良及び橋梁改築並に舗装は前案に基き工事を實施し10箇年内に完了し殘部工事は前案工事完了を俟つて再検討を加へ向後10數箇年に全改良計畫を完成せんとするものである。

B-5 佐賀國道に於けるコンクリート舗装

會 工 大 野 博

(内務省佐加國道改良事務所技師)

内務省佐賀國道改良事務所に於て、昭和7—12年度に25號國道中、佐賀市及び鍋島村地内延長約3 500mの改築舗装工事を施行した。

昭和7.8年度工事は佐賀市の西部及び鍋島村地内にして、8年度は主として田圃内を通る新線で、本庄川堤防及び嘉瀬川より採取せる土砂を以て盛土し、舗装した。9年度は市内東部にして主として在來道路を擴築舗装した。10年度は市の中央部にして、一部舊佐賀城濠を埋立て在來道路を擴築し、12年度に於て舗装を施行した。

舗装はコンクリート2層式、下層12cm厚配合1:3:6、上層5cm厚配合1:1.5:3、を標準とし、8年度に於て盛土施工せる部分にはクリップ鐵網を挿入した。車道幅員9—12mの中央に縦目地を設け横目地間隔は10mを標準とした。

佐賀市は有明海の北岸平野の中央に位し、同地方は有名なる軟弱地盤の地である。従つて工事も亦甚深なる注意を以て施工せられたるに拘らず、路面の沈下は不可避のものであつた。特に7—8年度區間の田圃盛土部分に於ける沈下は最も甚しい。故に最近之が沈下並に龜裂の調査を行

つた。

調査の結果によれば甚しい沈下の割合に龜裂が目立たぬのは、鐵筋挿入、施工の丁寧等による所多きは勿論なるも、軟弱地盤と雖も殆ど一樣なる軟弱度を有する此地方の地盤の特性によるものの如く思はれる。

昭和7年度の區間に比較的多くの龜裂があるが、其の大部分は横目地の交互なるによるものである。

昭和12年度工事に於ては改築後相當の自然輾壓を受けたるを以て、既往の結果に鑑み路面を鋤取り、整形し軽く輾壓したる後、砂敷したる上にコンクリート舗装を行つた。又目地材には現場製のアスファルト・モルタル板を用ひた。工事は12年末に竣工し以來數月に過ぎず、其の結果は豫知し難きも概して良好の様である。

B-6 防空上より觀たる都市計畫

會 工 武 居 高 四 郎

(京都帝國大學教授)

1) 緒言 都市防衛は何時の時代に於ても重要視されたが兵器の改良進歩によつて多大の變化を來し、最近航空機の發達に伴つて、防空は都市計畫上特に重要事となつた。木造家屋が大部分を占める我國都市にあつては尙更その重要性を増すもので新時代の都市計畫は防空的である事を必要とする。

2) 空襲の目的と對象物 現時並に將來の戦争では宣戰布告は空襲爆撃によつて行はれ、軍事、政治、經濟上の中心を一舉にして爆破し、抗戰能力並に抗戰意識を撃破すると共に後方を擾亂して敵國民の戰意を喪失させる。斯くして大都市並に工業都市は空襲の最上對象物となる。

3) 都市防空の對策 空襲の對策としては1. 軍の積極的防空と2. 民間の消極的防空とに分れる

4) 積極的防空施設 は防空陣地の配置、防空陣地の連絡、通信機關の防護等敵機の撃破に對する軍の施設にして、

5) 民間の消極的防空は 燈火管制、防火、防毒、救護、避難等所謂防空訓練を包含するが單に空襲時の應急的對策のみでは不充分で防空的都市の要求に適應して計畫され建設されてあらねばならぬ。

6) 防空的都市の要求 は 1. 都市の容易に發見されぬこと 2. 爆彈命中率少きこと 3. 耐彈構造で爆彈、焼夷彈、瓦斯彈の被害を少なからしめる構造であること 4. 生命の保護、避難を容易ならしめる施設を充實すること、等である。

7) 防空都市の形態と發展様式 空中より容易に發見されず、爆撃せられても其の被害の最も